

# 民間福祉の理念・その重要性について

—山川忠洋氏の実践に学ぶ—

志田利

〈はじめに〉

日本の民間社会福祉事業は長く仏教者の手にささえられてきた。行基師の布施屋の古事が草わけとされるように史実がそれを証明している。敗戦後六十年余をすぎた今日、あらためて日本の民間福祉は仏教者の力に期待せざるをえない状況にきているのではないか。これは筆者の認識である。学会等の先賢の見識をもとにしたものではない。己が体験からもたらされるおもいであることを申しあげ、おおかたの御叱正をいただければ幸いである。

〈仏教にささえられた福祉〉

江戸期の寺小屋やかけこみ寺の名がのこるように、庶民のくらしをたすけてくれたのが寺院。これは日本中どの地域でも大きな役割をはたしてきた。どの時代にも弱い人々の救済にあたる事業の中心

には必ず僧侶の方がおられた。仏の教えの実践として、人々の苦しみを己の苦しみと受けとめ行動することをためらわなかった僧侶たち、日本の福祉史のなかに表現されている。その僧侶の無私のはたらきに感動し、庶民も力をだし、金持ちは資金を提供する、こうして民間の福祉事業は展開していくのだった。官側のきびしい弾圧をうけても人々の支持をうけ巾広い救済活動をすすめた行基師の実践などはまことに感動的である。近くは、戦中戦後の混沌とした時代の人々の生活をささええた農繁期託児所はいずれも寺院の境内におかれた。困難な状況をみかねての住職と寺庭婦人の奉仕のとりくみははじまりである。そのはたらきに共鳴して地域の婦人が保母として協力する形で事業がひろがったのだった。公的補助などない時代なのに全国的にひろがった寺院のはたらきはいくら高い声をあげて称賛されてもよいものと考えるのである。「戦争に夫をとられ、乳飲み児をかかえての農作業をなんとかつづけられたのはお寺の託

児所のおかげ、朝早くから夜ふけるまで大黒さんは笑顔であずかってくれた、今も寺にむかつて手をあわせている。」と老婦人の言葉は今もあざやかである。寺院はくらしをささえる大切なセンターだったのである。それが敗戦後大きく変るのである。憲法二十五条で生存権が保障され、社会保障、社会福祉は国の責任と宣言され、福祉国家をめざすことになる。民間で実施してきた福祉事業も多く

法律のなかにとりこまれる。農繁期託児所も常設の保育所と位置づけられ、国の委託費として税金を供され安定財源に恵まれることになる。その代り経営体は宗教法人ではならない。別に社会福祉法人を設けよ、との方針がだされる。土地、建物、定員規模などのしぼりもついてくる。一〇人や二〇人で山間地で寺院がおこなっていた託児所は対象外になっていく。やむなく農繁期だけの託児所は廃業となった例も多いはずである。知りあいの住職も語っている。寺のせまい土地でやってきた、この土地を提供しては宗教法人がなくなる、地域の人はつづけてほしいという、やむなく土地の手当ができるまで社会福祉法人でなく私立の形でなんとか認めてもらったが大変なことだった、とのこと。こうして宗教法人の福祉事業が消えていく、寺院の努力でひらかれた施設であることも忘れられていく、という経過をたどるのである。施設運営にあたっては宗教色をだすことはこのましくない、といった行政指導もあって、どこの保育所も同じ運営ですすめられる、金太郎船のごとき形態になっていく。これはおとしよりや障害者の施設においても同じである。寺院によ

る長いとなみであつた民間福祉施設が国の下請け事業の形をとる、そのなかで仏教色もうすれ、地域の人々にもあれは国の税金でおこなうものとみなされていくのである。

### 〈曲り角の福祉法人〉

民間社会福祉事業の中心的役割をになつてきた社会福祉法人であるが、今大きな曲角に立っているようにみうけられる。

これまでは国からのお金でなんとか運営できる事業運営であつた。新しい事業など手をださず国の法律にとりあげられている事業だけやつていれば平安、地域の人々の協力などなくともよい、こんなやり方がおおかたの社会福祉法人であつたといえる。民間としての先駆性や開拓性などはみうけられなくなる。本来は社会福祉法人という公益性の高い法人には、国の委託事業だけでなく、地域の福祉ニーズにこたえる新しい事業にとりくみ、福祉を高める役割が期待されていた。その新しい事業にとりくむ財源は地域の人々の協力をえる形の寄付金なのである。この寄付金は他の公益法人とちがつて損金算入は天井なしという優遇をうけているのである。共同募金という国民運動による基金も、法をこえた地域の福祉事業をたすけるものとして誕生しているはずなのです。しかしこうした特典を活用して先駆的事业にとりくんでいる社会福祉法人はどうもすくないようにみうけられる。

国の法制度が整備されたのちに設立された社会福祉法人の多く

は、国の金ができるなら安定経営ができる、工場経営のように景気に左右されることがない、これはうまみがある、と他業界から算入し、社会福祉法人と衣をかえて事業をすすめる、という事例にみえるのである。昭和五十年代以降設立の法人に目につく現象である。もう困っている人の立場になってお世話をしようと考える経営者は少数になっていく。その少数のうちに入るのは、古くから宗教を基本に社会奉仕につとめてきた法人である。こうした法人は今も寄付金が多く計上されているところが多い。社会福祉法人はその公益性の故に決算書等を公開することになっている。どうぞお近くの福祉施設に足をはこばれ財源構成をごらん下されば、その法人の特質がわかりただけははずである。

### 〈介護保険法後〉

こうした事態に平成九年誕生の介護保険法が大きな変革をもたらすのである。国の税により運営されてきた財源の半分を新たな国民負担にもとめたこと、保険であるので行政措置から契約に変ったこと、運営主体が国から市町村に移ったこと、などがその主なものである。ここで考えたいのが、福祉サービス供給主体の多様化と称して社会福祉法人でなければならないとされた運営体に企業の算入を認めたことである。当面は企業は在宅サービスのみというワクを設けてのスタートである。介護ビジネス何兆円の市場ともてはやされて企業の活動は実にめざましい。高齢者のふところをねらつてのと

りくみとみられる事例もではじめている。いずれ施設サービスにも企業参加をとともめる声が高まるのは病院経営の場合同様大きくなるみこみである。ここでいや社会福祉法人でなければ施設は運営できない、企業にはまかせられない、とはつきり示せるもの、国民的支持をえられる見解表明がもとめられているのである。

数年後には障害福祉も介護保険にとりくもうという国の動きがみられる。とすればこれは福祉全体の法人にかかわってくるのである。全社会福祉法人が力をあわせ、意見をまとめ国民に対し鮮明なアピールをするべき時にきているのではないか、と考えるのである。あげるとすれば、長いこと利用者本位の福祉サービスを提供した実績がある、職員も専門性のある経験豊かな人材がそろっている、などであるがどうだろう。企業だつてできるよ、と反論されかねない。外になにか。

私見であるが、一つに法人の理念をあげたい。経営者の人間本位の福祉観が理念のなかに明かにされていること、できれば宗教的信念をきちんと保持しており、職員もこの理念をもとにしたかなサービスに徹していることが考えられる。二つに採算を度外視し地域のニーズにこたえる法律をこえた新しい事業にとりくんでいること、その財源として地域の協力としての寄付金があてられていることである。

## 〈山川忠洋氏の実践〉

ここで具体的な実践例として、山川忠洋氏（以下よびなれた山川さんとさせていただきます）のとりくみをあげてみたい。

山川さんは、社会福祉法人富士旭学園（静岡県富士宮市在）の創業からかわり、現在理事長をつとめておられる。障害者のための施設を多数運営しておられるのでその主なものをあげてみたい。

①社会就労センター富士厚生園（昭和四十七年開設、定員五〇名、内二〇名は通所）

自主製品のとりくみ、企業内授産、環境整備等の委託サービス等個別のニーズに応じて意欲をもって活動にいそんでいる。

②更生施設富士清心園（昭和五十年開設、定員五〇名）  
椎茸栽培や農園芸、よもぎ入浴剤づくり、ピースフラワーなど適性にあわせての作業と水泳療育、リトミック等の日課を重ねている。

③更生施設富士明成園（平成二年開設、定員五〇名、内重度者三〇名）

音感療法、絵画、お菓子づくり、リハビリと能力にあわせて選択できる日課が用意され、ハーブフラワー、アートキャンドル等の製品づくりにもとりくんでいる。

④地域生活援助事業としてのグループホーム  
ア、サニーヒル（平成三年開設、定員四名）

イ、あわくらホーム（平成一三年開設、定員四名）  
ウ、みやはらホーム（平成十五年開設、定員四名）

エ、三園平ホーム（平成十七年開設、定員四名）

⑤在宅支援サービスとして

ア、デイサービスふじあさひで（平成十五年開設、定員一五名、重介護型）

イ、生活支援センターゆきわりそう（平成十四年開設）の相談支援活動

⑥地域福祉サービス事業として

ア、レスパイトケア（ケアを担う家族に休息の機会を提供する）  
イ、ショートステイ（短期入所事業）

等のサービスで家族の様々なニーズに対応するべくつとめている。

## 〈基本理念〉

これらの事業をすすめる法人の基本理念としてあげておられるのが次の三点である。

①主体性の確立（エンパワーメント）

誰もが知られざる可能性を有している。

それ故にやってみなければわからない、出来る自分を信じて生きていこう。

②統合と共生（インクルージョン）

ともに歩み、育ち、支えあひながら生きていこう。

### ③ 地域に根ざしたりハビリテーション

地域社会に潜在する多様な人的、物的資源を掘り起こして、これらを活かして普通のくらしをめざして生きていこう。

すばらしい理念である。この理念に加えての理事長の「願い」がかかげられている。その全文をあげておきたい。

「人はだれでも生れながらにして、かけがえない存在であり、お互いに心の絆が結ばれていることを願っております。その願いを実現するためにはだれもが潜在的にもつているパワーや個性を生きたまじと息吹かせ、それぞれの立場で主体性の確立をめざすこともとめられます。そしてお互いに共感しあい、支えあう存在として、共生社会を築く同志でありたいものです。

私たちは、今後利用者本位と地域福祉の推進をテーマに地域に根ざしたりハビリテーションの充実をめざし、福祉、教育、医療、保健、労働等の各分野との連携を深めながら、障害福祉施策の進展に寄与できますよう一意専心努力していく所存です。」

園の玄関に高くかけられた理念と願いを目にし、保護者や地域の人々は安心と共感をおぼえ、良いところにくぐまれて幸せ、自分もできることをお手伝いしよう、と心を開いていくのである。理事長の信念がよくうかがわれるものである。まさに社会福祉法人らしさをあきらかに示し地域の理解と協力を実践をとおしてえている事例である。

### 〈心の軌跡〉

山川さんがこのようにだれもが感動する理念のもと福祉事業にとりくまれるのには重い自らの心の軌跡がある。

御父上が医師で市長もつとめられた地元の名士。山川さんも最初は医師を志し、医大に学んだ。しかし身内（妹さんが重い障害をもつ）のことを友人らに話せない自分、その存在をあきらかにしたくない、なるべくかくしておきたいと思う心のあること、このことを己のさけてはならないテーマと考えなければ、という葛藤にとらわれる。深い愛情で常にかかわる母の姿をみるなかで、このことを前向きにうけとめよう、ひとりの人間としてうまれてきたかけがえない存在として自然にうけとめられる自分にならなければ、と考えるようになる。そこで心機一転、心理学を専攻するため大学も転校、福祉、教育の視点から人間の生きかたを学びなおすのである。

恩師三木安正先生は学校法人旭出学園の生みの親であり、戦後の特殊教育の基盤をつくり日本精神薄弱者福祉連盟会長、東京大学名誉教授等をつとめられた。この三木先生との出会いがもとになり多くのその道の先輩から学ぶ機会に恵まれる。大学卒業後は知的障害児（者）のための教材、教具の開発研究や、学校法人旭出学園の運営する旭出養護学校の中年度の教諭をつとめる。その後、ニューヨーク、オーストラリア等において障害福祉の現場の体験を重ねながら、社会保障制度等の学びを重ねる。北欧のノーマライゼーション

ンの思想をうみだした風土、障害をもっていてもあたりまえの生活ができる社会づくりに企業もふくめ国全体でとりくんでいる現実を肌をとおして学びとるのである。その背景にある文化的・宗教的・社会的生活基盤がノーマライゼーションの絶対条件であることから、地域社会のありようにも学ばされた、と語られるのである。この志しをもつてとりくまれた事業が地域の人々の支持をうけ、昭和四十六年社会福祉法人の設立となる。市有地の提供もうけ、富士山のふところ、みどり豊かな地に園生の笑顔あふれる学園が誕生するのである。身延線富士宮駅から約一キロ、タクシーでおよそ二〇分のところに位置している。

### 〈宗教への考え〉

山川さんはまことに謙虚、静かにやさしく自らの考えを語り、まわりの人々を共感の輪のなかにひきこんでしまう不思議な方である。この山川さんに宗教についてのお考えをうかがった。およそ次のようなことであつた。

「自分の仕事のなかでまずもとめられるのが人間的成長であるとするならば、目指す目標に神の理念があり、それを極めつづけていくところに求めるものがある。それ故、信仰心は必要であると考ええる。皆神の子として考えそれに近づく努力がもとめられる、ということである。自分の資質を開花させていく、人間性を高めていく存在なのである。私たちの仕事には宗教心は不可欠のものと思ってい

る。」とである。

加えて「日本の場合は長い仏教を大事にしてきた文化がある。一年を通してお盆やお彼岸等様々な仏教行事を守ってきた。除夜の鐘もそのひとつ、日々の生活に根ざしている種々の行事についてわかりやすく教えてほしい。障害のある人も大事な人的資源なんだと語れるのは仏心をもつ方ではないだろうか。」と期待感をこめて語られた。筆者の文責である。

### 〈障害者である前に人間〉

山川さんは理念を解説される文章のなかで次のようにあげておられる。「障害者である前に人間です、という障害当事者の悲痛な叫びを真正面からうけとめ、私たち自らも人間らしく生きているか、生きたいかを考えること、さらに知られざる可能性に期待し、発達しない人はいないという信念をもって支援のあり方を追求していきたい。」とである。

この考え方が仏教のおしえにつながるものがあるのではないか、という山川さんの問いかけは大事にしたものである。この山川さんのようなきびしい理念をかかげている福祉施設であれば地域からも迷惑な存在ではなく大事な社会資源と評価されるはずである。

この理念が利潤をあげることを第一にする企業にはかかげられるか、めざすは利のためのサービスであり、人間のための人間性回復をめざす対象者本位のサービスとは遠いものになるのではないか、

という考えであるがいかげなものか、福祉の心を法人のトップがきちんと語られるとき、企業ではえられない安心感をまわりにもたらすのではないか。これが山川さんの実践をとおして語ることでできる第一の柱なのである。

第二の柱につながる山川さんのとりくみはさきにあげたグループホーム等の在宅支援サービスである。地域のなかに普通のくらしをするいとなみであり、職員の手もすくない。地域の方々の理解と物心両面での協力がなければならぬ。その経営体が地域の信頼をうけている法人であることが条件になる。山川さんがやるどころなら応援しようという信頼がささえになっている。三十年余の実績があつての事業であると申しあげてよい。

地域に根ざした法律をこえた新しい福祉サービス、これを地域の支援をえながら福祉法人が推進役をつとめて具体化していく。山川さんのとりくみのような姿勢が法人側にみえるとき関係者も地域の人も参加するのである。障害者自立支援法が誕生し福祉施設がきびしい嵐の前に立っている。これをのりきるには国民的な巾広い理解と協力をとめるとりくみもとめられる。そのためにも情報公開、どのような大変さがあらわれているのかを知つていただく努力、そしてそのなかでも懸命に努力している山川さんのような高い理念をもとにした実践の姿をみせること。このことが国民全体の利益につながるのだと宗教のうらうちをもったアピール、これが今もとめられていると考へたい。企業であれば利がないなら撤退となる

であろう。しかし地域に根ざした福祉法人には最後まで地域と共存していく覚悟があるはずである。これが違いの一つである。

### 〈福祉法人の特長は〉

本稿では、民間社会福祉事業の中心にある社会福祉法人が、企業の進出に対して存在感を示す道はなにか、を考へてきた。具体的な実践例として山川さんのとりくみをあげさせていただいた。少しは論理がつながっているかどうか。先をゆく研究者の文献にたよることなく筆者の体験のなかからのおもいを重ねたものであるだけに多く不備な点をもつていることと思う。どうかご叱正いただきたい。

重ねることになるがこのままでは社会福祉法人があぶない。国も社会福祉事業法をつくりそのなかの柱として福祉法人をすえた時の力の入れようがうすれてみえる。介護ビジネスというごとく福祉サービスと表現するごとく資本の論理にまかせようとするねらいがみえかくれする。国にすぐるだけでないもの、地域の人々の支援をもとにする法人側の姿勢が大切になる。なんほになるか、のみかたで運営する法人ではすでに資本の軍門になびいたものとなる。もうけにならないそれでも利用者のためになることならやってみよう、という経営者であつてはじめて福祉法人のトップにふさわしい。国民にもまたこのうごきをたしかな眼でみさだめ力を貸す姿勢がもとめられる。国がやってくれるのだからいいか、という姿勢では福祉の利用者があやふくなる、ということとは国民のくらしがあぶ

なくなることにつながる。今や福祉は一部の国民をたすけるための事業ではない、国民全体のくらしにかかわる役割をになっている。

老人介護はその一つなのである。この分野を企業にまかせることなく国民のために足をつけてがんばってほしい社会福祉法人、というエールにつながったかどうか。何度もあげたい。企業とはちがう大事な存在である社会福祉法人なのだということを業界あげて意見をまとめ、国民にみえるようにしらしめるいとなみが今もとめられているということである。

筆者の考えでは次のようにまとめたい。

第一に法人の理念を高くわかりやすくかかげること。経営者はその理念を自らのおもいをこめて語りつなぐことが大事であり、山川さんのように人間尊重の信念がうらうちされていることがのぞましい。

第二に、地域のニーズに根ざした新しい福祉サービスへのとりくみである。法律にあげられた事業のみをまじめにとりくむのであればこれは企業でもできる、と評されよう。

地域の協力が支援があれば財的な応援につながり寄付金増にもつながることは多くの先例が証している。共同募金も地域に根ざした福祉事業を配分の対象とすると最近方針をうちだしたことを付記しておきたい。

第三に、宗教の大切さを再認識することをあげておきたい。先にあげたように日本の福祉は長く仏教者にささえられてきた。国に期

待するところ心もとなくなった今日、あらためて仏教者の力にたよるところが大きくならう。法律でたりないところを地域のささえあいで地域住民のくらしを守ろうとする、いやそうしないと生活にくい社会になる、企業の提供するサービスにたよる限界があることを認識して地域が動きだすときなのである。この地域の共助活動の中心に最もふさわしいのが各地域どこにも存在するたのもしい社会資源である寺院と僧侶なのである。これは筆者の持論である。山川さんも仏教への期待感をこめられて語られたことは前にあげたとおりである。

### 〈あとがき〉

医療の世界での仏教者によるビハラー活動がひろがっているとうかがう。福祉の世界でこそ仏教者の力をまわっているはずである。同じ人間を相手にしその心の奥にひそむ重いものを共有する役割は実は仏教であり福祉なのであるはずである。企業の強大な資本力でもうかるものはどんなものでも、というとりくみはまことにはなやかにみえるが利用する国民の立場では良いことなのかよく考えていかないといけない。それに対し福祉はわれわれの領域と立ちあがる社会福祉法人の側面からの応援をも仏教者に期待したい。

人はかけがえない存在である、と山川さんが主張するものは仏教の考えにつながるものと考えたい。いのちの尊さ、どのいのちも仏の子とする平等観、これが福祉法人のなかで主張されるときま



に仏教そのものに近づいてくるのではないだろうか。歴史のなかの  
仏教と福祉のつながりを大事にし、これからの社会のなかでもより  
深い絆がうまれてきてよいのではないか。福祉に身をおく立場から  
の仏教へのアピールを申しあげ筆をおきたい。

## 参考文献

- 一、社会福祉法人富士旭出学園パンフレット
- 二、「富士旭出学園が目指すもの・基本理念」理事長 山川忠洋著
- 三、山川忠洋氏から直接うかがった話と補足される丁寧なお便りに  
多くよっている
- 四、「手をつなぐ静岡 18号」(静岡県手をつなぐ親の会発行・平成  
18年8月25日) 山川忠洋会長の巻頭文

## キーワード

民間福祉事業、仏教のこころ、福祉のこころ、人間尊重の理念、  
地域福祉